

【浄化槽使用休止届出書の提出にあたって】

- (1) 休止の清掃の技術上の基準を満たした清掃をしてください。
 - ① 汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、処理方式や単位装置にかかわらず全量とすること（施行規則第3条第6号）
 - ② 引き出しの後、単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行うこと（施行規則第3条第7号）
 - ③ 槽内の洗浄に使用した水は引き出し、張り水として再使用しないこと（施行規則第3条第11号及び第13号）
 - ④ 水道水等で高水位まで水を張ること（施行規則第3条第15号の正常な機能を維持するまでの必要な措置として実施）

- (2) 清掃の記録を添付ください。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用休止届出書	
年 月 日	
三重県知事 殿 届出者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 浄化槽の使用の休止にあつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第 11 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	三重県三重郡菰野町
2 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
3 清掃の年月日	年 月 日
4 休止の予定年月日	年 月 日
5 休止の理由	
6 再開の予定年月日	
7 消毒剤の撤去	撤去の実施年月日 年 月 日
	撤去を実施した者の氏名又は名称
※事務処理欄	
（注意） 1 ※欄には、記載しないこと。 2 2 欄は、該当する事項を○で囲むこと。 3 4 欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。